

平成25年度日本学生支援機構 「特に優れた業績による返還免除」の申請について

平成16年度から、大学院第一種奨学金の貸与を受けている学生で、本年度中に貸与が終了する学生を対象に「特に優れた業績による返還免除制度」が実施されています。この制度は、在学中に特に優れた業績をあげた者を、各研究科等を経由のうえ東京大学が推薦し、日本学生支援機構が認定した場合に、課程別対象者の上限3割までが奨学金の全額または半額の返還が免除されるというものです。

申請希望者は、下記により申請してください。

1 対象者

平成16～25年度までに第一種奨学生に採用された大学院学生で、本年度中に貸与を終了（標準修業年限修了・短縮修了・退学・辞退等）する者のうち、在学中に特に優れた業績を挙げた者

2 申請場所

公共政策大学院係

3 申請期間

平成26年2月3日（月）～14日（金）17時

4 申請方法

- ①「業績優秀者返還免除申請書（様式 1-1, 1-2）」を公共政策大学院在学静養掲示板からダウンロードする。（または、本学のホームページから印刷する。）
- ②「業績優秀者返還免除申請書（様式 1-1, 1-2）」に必要な事項を記入・押印のうえ、必ず業績証明資料を添付する。（申請用紙に直接入力可、修正液使用は不可です。）
- ③ 以下のとおり申請書類を必要部数揃えて提出すること。

申請書（様式 1-1, 1-2）： 原本1部・写2部

該当業績を証明する資料（論文等）： 原本1部・写2部

※申請書（様式 1-1）については、写も両面印刷とすること。

（注1） 平成26年度に貸与期間が残る者で平成26年4月以降の奨学金を継続しない者（辞退・退学予定者）も今回の申請になります。対象者は異動願（辞退）を作成し、所属する研究科等の奨学金担当係で研究科長印を押印のうえ、2月末日までに「本部奨学厚生課奨学チーム」に提出してください。

（注2） 業績優秀者返還免除申請者で返還誓約書の提出がない者については、日本学生支援機構で業績免除が不認定とされる場合があります。本部奨学厚生課奨学チームへの返還誓約書の提出締切日は、次のとおりです。

・平成26年3月満期貸与終了者：平成25年12月6日（金）

（提出が遅れる場合も受け付けますので、未提出の方は、本部奨学厚生課奨学チームまで必ず連絡してください。）

・平成26年3月末日までに退学・辞退・短縮修了等を予定し、2月末日までに異動願を提出した貸与終了者：平成26年4月11日（金）（予定）

※なお、平成22年度以降採用者については、採用時に返還誓約書を提出済みです。

（注3） 認定結果通知は、日本学生支援機構の業績優秀者免除認定委員会で認定後、日本学生支援機構または本学から各申請者に通知します。